

発議第3号

令和8年6月17日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

提出者 幕別町議会議員 岡本眞利子

賛成者 幕別町議会議員 田口 廣之

幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出する。

幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第8号）
の一部を次のように改正する。

第1条第1項を次のように改める。

議員の議員報酬は次のとおりとする。

議長 月額 373,000円

副議長 月額 308,000円

常任委員会委員長 月額 281,000円

議会運営委員会委員長 月額 281,000円

議員 月額 262,000円

附 則

この条例は、令和9年5月1日から施行する。